

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保
目的	県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
食中毒発生件数	目標値		6.0	6.0	6.0	6.0	件	食品表示法に基づく年間指示公表件数	目標値		0	0	0	0	件
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	10.0	17.0	26.0					実績値	1.0	0	0			
	達成率	-	(83.4)	(233.4)	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
定性目標	目標値						件	目標値						%	
	取組目標値							取組目標値							
	実績値							実績値							
	達成率	-	-	-	-	-		達成率	-	-	-	-	-		
定性目標	平成28年度～平成31年度														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は食中毒が26件発生し、成果参考指標の目標を達成できなかったが、患者が50人以上の大規模な食中毒の発生はなく、合計患者数は218人であり、前年度より64人増加した。また、実態把握の困難な家庭における食中毒が7件あった。 ・10件（疑い含む）が、抜本的な予防対策のない寄生虫によるものだった。 ・監視、指導が可能であり、指導、啓発や講習会を通じて、食中毒の発生を防止することができる食品事業者等での発生は9件であった。 ・食品表示相談は県下で計855件対応し、適正表示に対する食品事業者の意識レベルは高いことが確認できた。 ・不適正表示による指示・公表事案はなかった。 														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基いた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は食中毒が26件発生し、成果参考指標の目標を達成できなかったが、患者が50人以上の大規模な食中毒の発生はなく、合計患者数は218人であり、前年度より64人増加した。また、実態把握の困難な家庭における食中毒が7件あった。 ・10件（疑い含む）が、抜本的な予防対策のない寄生虫によるものだった。 ・監視、指導が可能であり、指導、啓発や講習会を通じて、食中毒の発生を防止することができる食品事業者等での発生は9件であった。（ノロウイルス7件、カンピロバクター4件、アニサキス4件、グアノ・レブニア・カクタリ1件、黄色ブドウ球菌1件、腸炎ビブリオ1件、フグ毒2件、不明6件（うち5件は寄生虫の疑い）） ・予防対策として、食品取扱施設の監視や食品事業者講習会の実施による正しい知識の普及、食中毒注意報・警報発表による県民への注意喚起等を行っている。 ・食品表示に関する相談対応は855件であった。 ・食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。
--	--

④総合的な評価

	判断	その理由
評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる（見直す点がある） C:あまり順調に進んでいない	B	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の年間発生件数26件のうち、監視、指導や講習会の開催を通じて、食中毒の発生を防止できる食品事業者等によるものは、9件であった。 ・その他の食中毒は、抜本的な予防対策のない寄生虫によるものが10件、直接監視、指導することが困難な家庭での発生が7件であった。 ・食品表示に関する相談が855件と年々減少傾向にあり、適正表示に対する食品事業者の意識は向上していると考えられる。 ・食品表示法に基づく不適正表示による指示、公表事案はなかった。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断 B	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	[食品事業者に対して]	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県食品衛生協会など食品事業団体との連携した取組や食品衛生推進員（知事委嘱）を活用した自主管理を進める必要がある。 ・食中毒や異物混入防止に優れた工程別衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）の導入を推進する。 ・カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が依然として多いことから調理従事者の健康管理、調理従事者等に起因する食品の二次汚染の防止等、食中毒の発生防止対策の徹底に向けた継続的な監視・指導および講習会等での衛生教育が必要である。 ・家庭による食中毒を防止するためには、食中毒のリスクを正確に伝えるため、一般消費者に対し、様々な媒体、講習会等を利用して、食品衛生に関する正しい知識を重ねて啓発、情報発信が必要である。 ・食品表示法が平成27年4月に施行され、5年間の猶予期間中であり、食品事業者に対して周知徹底する必要がある。

⑥今後の取組の方向性

課題解決に向けての今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生推進員や県食品衛生協会などと連携し、工程別衛生管理手法のひとつであるHACCPの導入など、食品事業者の衛生管理の取組を一層推進する。 ・食中毒の発生防止に向け、食品事業者に対する監視、指導及び講習会などによる衛生教育を継続して行う。 ・消費者に対しては、食品衛生に関する正しい知識を身につけていただけるよう、様々な媒体を活用した広報や講習会の開催などを継続して行う。 ・平成27年に施行された食品表示法の経過措置期間が平成32年3月末であることから、引き続き表示に関する研修会を開催するなど、食品事業者における新基準への移行を適切に進める。
--------------------	--

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保				
-------	----------------	--	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	食品衛生対策推進事業	食品等に起因する健康被害を防止する	37,407	50,705	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	認定患者(被害者)に検針や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	1,053	2,113	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法、食品衛生法、JAS法及び健康増進法に基づく食品表示の適正化を図る。	4,434	2,844	薬事衛生課
4	米トレーサビリティ制度推進事業	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の問題発生時に流通ルートを速やかに特定するため、業者間取引等の記録作成・保存を行うとともに、米の産地表示を取引先・消費者に伝達する。	2,619	2,778	農産園芸課
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					